⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall:

① not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures.

② be certificated or notified by Niigata and Gunma Prefectural Public Safety Commission where security service for cash transportation is provided under the rule prescribed by the Security Services Act. But do not receive suspension of business of the Security Services Act by Niigata and Gunma Prefectural Public Safety Commission from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification through the day of the conclusion of a contract.

③ have carried out at least 1-year contract after 1 April ,2004 including

A Armored Car services for Cash

B Services to calculate Cash and remit it to the account

C Services to set and operate a payment machine

D Services to exchange and deliver Cash

④ have at least 20 security guards who passed the first or second grade of the examination on the business of transporting and guarding valuables (limited to cash), prescribed in the Article 2 of the Regulations of the Examination for Guards (National Public Safety Commission's rules).

⑤ secure more than 10 cash-in-transit vehicles (body shape shall be classified into Armored Car on the Automobile Inspection Certificate, issued by the National Agency of Vehicle Inspection) over the delivery period.

⑺ Deadline for submission of competition participation qualification application: 4 : 00 P.M. 19 December, 2014

⑻ Deadline for tender : 4 : 00 P.M. 23 February, 2015

⑼ Contact Point for the notice: Yoshiaki Kondo, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited, 1―1 Tenjin, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata, 950―0917 Japan TEL 025―241―5116

入札公告の訂正

平成26年10月30日
契約責任者
株式会社かんぽ生命保険　専務執行役
衣川　和秀

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　掲載日

平成26年10月17日（号外政府調達第195号19、20ページ）

2　訂正内容

1⑶⑷⑸、５及び６⑺中、「入札説明書」を「入札説明書（新旧対照表）」に訂正します。

３中、「入札に参加を希望する者は、下記４の入札説明会に必ず参加したうえ、入札説明書に明記されている証明書等を、平成26年12月８日午後３時00分までに下記５に示す場所に事前に連絡した上で、提出しなければならない。」を、「入札に参加を希望する者は、入札説明書（新旧対照表）に明記されている証明書等を、平成26年12月10日午後３時00分までに下記５に示す場所に事前に連絡した上で、提出しなければならない。」に訂正します。

４中、「平成26年10月28日午後３時00分に上記１⑹で開催するので、出席を希望する者は出席予定者を平成26年10月27日午後３時00分までに下記５に示す場所に書面で連絡すること。」を「平成26年11月10日午後３時00分に上記１⑹で開催するので、出席を希望する者は出席予定者を平成26年11月７日午後３時00分までに下記５に示す場所に書面で連絡すること。」に訂正します。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年10月30日
最高裁判所事務総局経理局長　垣内　　正

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　契約の種類及び区分

⑴　工事種別

建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事

⑵　業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

2　定期受付の申請の時期

⑴　文書郵送受付　平成26年12月１日から平成27年１月15日まで（当日消印有効）。

⑵　文書持参受付　平成26年12月１日から平成27年１月30日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

時間は９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

⑶　インターネット受付

ア　パスワード発行申請受付期間　平成26年11月４日から平成26年12月26日まで。

イ　申請書入力プログラムダウンロード期間　平成26年11月４日から平成27年１月15日まで。

ウ　申請用データ受付期間　平成26年12月１日から平成27年１月15日まで。

エ　アドレス

(ｱ)　建設工事
https://www.pqr.mlit.go.jp/

(ｲ)　測量等
https://www.pqrc.mlit.go.jp/

オ　システム稼働時間　平日９時から17時まで。土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（平成26年12月29日から平成27年１月３日）の終日及び平日の17時から９時までの間は、システム運休。

なお、上記⑴、⑵及び⑶の期間後の申請については、後記９の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等

ア　文書により申請する者は、最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事)」及び「一般競争（指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」を、ダウンロードすることができる。
http://www.courts.go.jp/tyotatu/nyusatsujoho_kensetukoji/index.html/

イ　インターネットを使用して申請する者は、前記２の⑶のエに掲げるアドレスにアクセスし、平成26年12月26日までにパスワードを請求した後、入手したパスワードを用いて、平成27年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードすることができる。

⑵　申請書の提出方法　申請は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法によりかつ１箇所に提出すれば足り、重複申請のないよう注意する。

ア　文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるウ又はエの申請書類を、郵送（書留郵便による。)又は持参するものとする。

イ　インターネットを使用して申請する者は、前記２の⑶のエに掲げるアドレスにアクセスし、前記３の⑴のイにより入手した入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

ウ　建設工事に係る申請書類

①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事)、②業態調書、③営業所一覧表、④総合評定値通知書（平成25年６月30日以降を審査基準日とするもので、かつ、平成25年６月30日以降を審査基準日とするものが複数ある場合は、そのうち最新のもの。ただし、後記９の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。)の写し、⑤納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第９号書式（その３)、(その３の２)、又は（その３の３)(以下「納税証明書その３等」という。))のいずれかの写し、⑥共同企業体等調書（申請者が官公需適格組合の場合）

エ　測量等に係る申請書類

①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等)、②業態調書、③測量等実績調書、④技術者経歴書、⑤営業所一覧表、⑥登録証明書等の写し、⑦登記事項証明書の写し（法人の場合)、⑧財務諸表類（１年分)、⑨納税証明書その３等の写し